

議定書第十六號

学校職員の懲戒の手續及び効果に關する條例制定に付いて

学校職員の懲戒の手續及び効果に關する條例を次のように定める

昭和二十九年一月二十一日提出

三朝 師長 坂出 雅己

昭和廿九年一月廿一日

議長 天野 廉



学校職員の徴収の手続及び効果に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号以下)並びに  
第二十九号第二項の規定に基き学校職員の徴収の手続及び効果に関する規定  
を定めることと目的とする。

(学校職員の範囲)

第二条 この条例で学校職員とは、学校教育法(昭和二十二年法律第六号)第  
一条に定める学校(大学を除く)の校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、  
講師(非常勤の講師を除く)、実習助手及び事務職員その他の職員をいう。

(徴収の手続)

第三条 教育委員会は、法律二十九条の規定により徴収処分せしむる場合に  
おいては、関係者その他の適當と認めらるる者の意見を聞く等、公正を期すなけれ  
ばならない。

第四条 徴収、滞り、徴収又は徴収処分せしめての免除はその旨を記載した書面を当該職  
員に交付して行われなければならない。

(滞りの効果)

第五条 滞りは一日以上六ヶ月以下の範囲内で給料及びこれに対する勤務加手当  
の合計額の十分の一以下を減ずるものとする。

(滞りの効果)

第六条 滞りの期間は、一日以上六ヶ月以下とする。

2 停職者はその職を保有するが職務に従事できない。  
3 停職者は停職の期間中にいかなる給与も支給されない。

第六條

(一) 本條の實施に關し必要な事項は、教育委員會規則で定める。  
この條の實施に關し必要な事項は、教育委員會規則で定める。

1 この條は公布の日から施行する。

2 この條の施行の際現に職給又は停職中の学校職員取扱に付てはこれを從前

の例によらば、  
前例の例によらば。

3 本條の適用に關する條例(昭和二十八年三朝町條例第五号)并学校職員の徴収の手續及び効果に關する條例は廢止する。